

コルディオプレミアム 宿泊約款

第1条（適用範囲）

当施設が宿泊者との間で締結する宿泊契約（以下「宿泊契約」といいます。）及びこれに関連する契約は、この約款（以下「本約款」といいます。）の定められるところによるものとし、本約款に定められていない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいいます。以下同じです。）又は一般に確立された慣習によるものとし、

第2条（宿泊契約の申込み）

1. 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の宿泊料金を限度として当施設が定める予約金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 予約金は、まず、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条（宿泊者の契約解除権）及び第20条（宿泊者の責任）の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、返還いたします。
4. 第2項の予約金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、
5. 第2項の規定にかかわらず、当施設は、宿泊契約の成立後同項の予約金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
6. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前項の予約金の支払いを求めなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第4条（施設における感染防止対策への協力の求め）

当施設は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

第5条（宿泊契約締結の拒否）

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、本約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。

- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のいずれかに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等であるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、当施設に対し、カスタマーハラスメント(暴行、脅迫、侮辱、不当な要求等)を行い、または合理的な理由のない苦情や要求、当施設内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、当施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、泥酔し、又は言動が著しく異常で他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (11) 宿泊しようとする者が、身体又は衣服等が著しく不潔であるために、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

第6条 (宿泊者の契約解除権)

- 1. 宿泊者は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2. 当施設は、宿泊者又はその代理人が、宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、次に掲げるところにより、違約金をお支払いいただきます。

【一般客】

- イ 宿泊日の7日前から当日に解除した場合、1室につき宿泊料金の100%
- ロ ミュージックホテルコザbyコルディオプレミアムに限り
宿泊日の前日に解除した場合、1室につき宿泊料金の50%、
宿泊日の当日に解除した場合、1室につき宿泊料金の100%

【団体客 (10室以上)】

- イ 予約時に予め合意した違約金の取り決めとします。
- ロ 予約時の合意がない場合には、「一般客」の取り決めに準ずるものとします。
- 3. 当施設は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の24時(予め、到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理いたします。
- 4. 前項の規定により宿泊契約が解除されたものとみなされた場合において、宿泊者が、無連絡で到着しなかったことについて、列車、航空機その他の公共交通機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない事由によるものであることを証明したときは、第2項の

違約金はいたしません。ただし、宿泊者が自ら手配した移動手段（自家用車、レンタカー等）の故障、交通渋滞その他これらに類する事由については、この限りではありません。

第7条（当施設の契約解除権）

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊期間中であるか否かを問わず、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限りです。)に従わないとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊者がいまだ提供を受けていない宿泊料金はいたしません。また、当施設が既に予約金を受領しているときは、当該予約金を返還いたします。

第8条（宿泊の登録）

宿泊者は、当施設が定める期限までに、次の事項を当施設の定める方法にて登録していただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、住所、職業及び連絡先
- (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号
- (3) その他当施設が必要と認める事項

第9条（客室の使用時間）

1. 宿泊者が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前11時までとします。ただし、宿泊プラン等により、客室を使用できる時間が異なる場合があります。なお、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、施設の運営状況等により可能と判断した場合には、客室の使用時間の延長に応じることがあります。
3. 前項の場合において、チェックアウト時刻から午後1時までの客室の使用については1時間ごとに当施設所定の追加の宿泊料金をお支払いいただきます。詳細は、各施設へお問い合わせください。
4. 午後1時以降も客室を使用する場合には、前項の追加の宿泊料金に加えて当日の宿泊料金をお支払いいただきます。

第10条（利用規則の遵守）

宿泊者は、本約款内に記載又は当施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条（営業時間等）

1. 当施設のサポートデスクの営業時間は24時間とし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

2. 当施設にはスタッフが常駐していない時間帯又は常駐していない施設がございます。緊急時等の連絡は、前項に定めるサポートデスクにて承ります。
3. 第1項の営業時間は、臨時に変更することがあります。 その場合には適当な方法をもってお知らせします。
4. サポートデスクへのお問い合わせに対する対応（設備不具合やトラブル等を含みます。）は受付順に行います。当施設はスタッフが常駐していない時間帯又は施設があるため、不具合発生時の即時の現地対応又は復旧を保証するものではなく、夜間その他の事情により対応までに時間を要する場合がございますので、予めご承知おきください。
5. 前項に関連して生じた不利益、機会損失、精神的損害等について当施設は一切の責任を負うものではなく、これによる宿泊料金の返金や減額には応じかねますので予めご承知おきください。

第12条（設備の使用責任）

1. 宿泊者は、施設内設備（BBQコンロ、ガス機器等）について、掲示または備付の注意事項に従い適切に使用するものとします。
2. 安全装置の作動、使用方法の誤り、連続使用による停止等については設備の仕様によるものであり、これを理由とした返金・補償には応じません。
3. 使用方法に起因する損害については宿泊者の責任とします。

第13条（料金の支払い）

1. 宿泊料金等の支払いは、当施設が指定する方法により行っていただきます。
2. 現地払いの場合、宿泊者には、チェックイン時に当施設フロントタブレットにてお支払いいただきます。
3. 当施設が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金をお支払いいただきます。

第14条（当施設の責任）

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当施設の利用に伴う責任は、宿泊者が当施設のフロントタブレットにおいて宿泊の登録を行った時又は客室に入室した時のいずれか早い時に開始し、宿泊者が出発のため客室を退室した時に終了するものとします。
3. 当施設が宿泊者に対して負う損害賠償責任は、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、当該宿泊契約に係る宿泊料金の総額を上限とします。
4. 当施設は、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、以下の損害について責任を負わないものとします。
 - (1) 逸失利益
 - (2) 営業上の損失
 - (3) 間接損害
 - (4) 特別損害

第15条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

1. 当施設は、当施設の責に帰すべき理由により宿泊者に契約した客室を提供できないときは、天災その他やむを得ない事由による場合を除き、当該宿泊者に対し、同一又は類似の条件の他の宿泊施設をあっ旋する場合があります。
2. 前項に基づき他の宿泊施設をあっ旋した場合、当該宿泊施設の料金が当施設の宿泊料金を上回る時はその差額分を当施設が負担いたします。ただし、当施設が負担する補償額は、当該宿泊契約に係る宿泊料金総額を上限とします。
3. 第1項に基づきあっ旋した宿泊施設の宿泊料金が当施設の宿泊料金を下回る場合であっても、宿泊施設の条件、設備、立地その他の事情を総合的に勘案し、合理的な範囲において、差額を返金しないものとします。
4. 設備不具合、清掃不備その他の事由が発生した場合、当施設は、客室変更、代替設備の提供その他合理的な代替措置を講じることで宿泊契約及びこれに関連する契約を履行したものとみなします。
5. 前項の場合において、当施設が合理的な代替措置を講じたときは、宿泊料金の減額、返金又は損害賠償の責任を負わないものとします。

第16条（忘れ物保管期間）

1. 当施設における遺失物の保管期間はチェックアウト日から発見日を含め1週間を限度とします。
2. 前項にかかわらず、以下の物品については当日中に処分いたします。
 - (1) 生鮮品、飲食物（開封・未開封問わず）及び衛生を害する恐れのあるもの
 - (2) 雑誌、新聞、チラシ等の廃棄物をみなされるもの
 - (3) 保管に過大な費用を要するもの
3. 遺失物の有無に関するお問い合わせに対し、当施設にて発見できなかった場合、当施設はその滅失・毀損等について一切の責任を負わないものとします。また保管期間を過ぎた遺失物についても同様とします。
4. 遺失物の返送を希望される場合、送付に要する一切の費用（送料及び手数料等）は、全て宿泊者の負担とします。

第17条（付帯設備の利用）

1. 当施設におけるプール、サウナ、BBQ設備、Wi-Fiその他の付帯設備（以下「付帯設備」といいます。）は、宿泊契約の本質的要素を構成するものではなく、付随的サービスとして提供されるものとします。
2. 当施設は、次の各号のいずれかに該当する場合には、予告なく付帯設備の全部又は一部の利用を制限し、又は停止することがあります。
 - (1) 天候その他自然条件による場合
 - (2) 設備点検、保守、故障その他設備管理上必要がある場合
 - (3) 安全管理上必要がある場合
 - (4) その他当施設が合理的に必要と判断した場合
3. 前項に基づく利用制限又は停止により宿泊者に損害が生じた場合であっても、当施設は宿泊料金の減額、返金、損害賠償その他の責任を負わないものとします。

第18条（駐車の責任）

宿泊者が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

第19条（インフラ障害の免責）

停電、断水、通信障害その他外部インフラに起因する事象については、当施設は責任を負わないものとします。この場合において、宿泊料金の減額、返金又は損害賠償には応じかねます。

第20条（宿泊者の責任）

1. 宿泊者の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。
2. 前項の損害には、以下の各号に掲げる事項を含むものとします。
 - (1) 施設内の設備、備品の破損、汚損、または持出しに起因する損害
 - (2) 許可なく予備のリネン（タオル・シーツ等）や備品を使用・汚損した場合の清掃・補充費用
 - (3) 鍵（物理キー、カードキー等）の紛失、破損に伴う交換費用
 - (4) 禁煙場所での喫煙又はペット不可施設への動物等の持込みに起因する特殊清掃費用、消臭費用及び客室販売停止期間の休業補償
 - (5) その他、宿泊者の不適切な利用により施設運営に支障が出た場合の損害

コルディオプレミアム利用規則

当施設では、宿泊約款第10条に基づき、お客様が当施設に滞在中に快適かつ安全にお過ごしいただくことを目的とした利用規則を下記の通り定めておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。万一この規則に対してご協力がいただけなかった場合は、宿泊約款第7条第1項により、当施設のご利用をお断り申し上げることがあります。また、お客様のご協力が得られなかった結果生じた事故については、当施設では責任を負いかねますので、その旨ご了承下さいませようお願い申し上げます。

1. 泥酔や乱暴な言動で他の宿泊者に迷惑をかけないでください。
2. 指定された場所（客室やベランダを含む）以外での喫煙（電子タバコ・加熱式タバコを含む）やBBQはご遠慮下さい。万が一吸い殻の放置や喫煙の痕跡、強い臭気が確認された場合、特別清掃代および客室販売停止期間の補償として2万円×泊数分を請求いたします。
3. ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所での喫煙はお断りさせていただきます。
4. 下記の物品は、他のお客様の迷惑になりますのでお持ち込みはお断りさせていただきます。
 - (1) 犬・猫・鳥・その他の愛玩動物、家畜類等
 - (2) 火薬、揮発油その他発火、引火性のもの
 - (3) 悪臭を発するもの
 - (4) 常識的な大きさ、量をこえる物品
 - (5) 法により所持を許可されていない銃砲、刀剣、覚醒剤の類
5. 貴重品はご自身で管理していただきます。
6. 諸博その他風紀を乱し、他人に迷惑をかけるような行為はお断りさせていただきます。
7. 館内の諸設備および諸物品についてのお願い
 - (1) 本来の目的以外の用途にご使用にならないでください。
 - (2) 施設の外へ持ち出さないでください。
 - (3) 他の場所に移動したり加工したりしないでください。
8. 当施設駐車場内での事故、盗難等トラブルについては一切責任を負いません。
9. 宿泊登録者以外のご宿泊、また客室内での外来訪問者との面会をご遠慮下さい。
10. プールでの事故は責任を負いかねます。特にお子様連れの場合には保護者による監視を徹底いただくようお願いいたします。
11. 当施設内の備品使用時の事故は、責任を負いかねます。
12. 客室内の著しい破損や汚れがあった場合は、修繕費用、清掃費用に加えて、該当客室の売り止めによる機会損失費用を請求いたします。
13. 定員を超えた無断宿泊が発覚した場合は、1名につき正規料金の倍額を請求いたします。
14. 当施設はセルフチェックイン形式の施設となっており、当施設内にスタッフが常駐していない場合がございます。緊急時やお問い合わせの対応にはお時間をいただく場合がございます。予めご了承の上、ご宿泊をお願いいたします。

15. 近隣住民からの苦情が発生した場合、宿泊約款第7条第1項に基づき即時退去とする場合がございます。
16. 設備の使用方法については客室内掲示および設備表示を以って説明済みとみなします。
17. お電話でのお問い合わせを頂いた場合でも、状況に応じてメールでのお問い合わせ対応となる場合がございますので、予めご承知おきください。

※お客様からいただいた個人情報は当施設がよりよいサービスをご提供するにあたって必要となるもので、それ以外の目的で使用する事はございません。

2024年7月更新

2026年6月更新